

⇨ 評価通達以外による評価

Q : 財産評価通達によらない評価を認める判決が出たようですが、どのような内容だったのですか？

A : 課税庁の主張を認める評価通達によらない評価は妥当とする判決を下しました。納税者は控訴しています。

【解説】

この事件は、被相続人が所有していた株式の発行会社が所有する船舶の評価をめぐり争われたものです。

原告は、評価通達によれば、船舶は、原則として、再調達価額により評価するものとし、例外的にその船舶と類似する船舶を課税時期において新造する場合の価額からその船舶の建造時期から課税時期までの減価償却費を控除した価額により評価することにされており、この例外的方法により評価した本件については順当であると主張しました。

一方、課税庁は、原告が調査に非協力的で、評価根拠となる資料を提出しなかったことからその適否が検討できないこと等を挙げ、評価通達によらないことが相当と認められるような特別の事情がある場合は、他の合理的な時価の評価方式によることが許されると主張。

裁判所は、通達の方式によって評価しようとした場合にはかえって課税事務の停滞を招き、納税者の便宜にも反するような特別の事情がある場合には、他の合理的な時価の評価方式によって評価することも許されるとして、課税庁の主張を全面的に認めました。原告は、この判決を不服として控訴しています。

